

国立研究開発法人の評価軸等の検討について

●第4期中長期目標等について

1. 第4期中長期目標（独立行政法人通則法により規定）

国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、5年以上7年以下の期間（第4期は5年としている）を対象として、主務大臣が定め、国立研究開発法人に指示する。主務大臣がこれを定める場合、あらかじめ、国立研究開発法人審議会（研発審）の意見聴取、独立行政法人評価制度委員会（独評委）の意見聴取を行う必要がある。

現在、研発審の意見聴取を終え、独評委の意見聴取を実施中。3月初旬に決定（予定）。

2. 評価軸、評価の視点（独立行政法人の目標の策定に関する指針、独立行政法人の評価に関する指針により規定）

評価軸は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、目標に応じて主務大臣が設定し、中長期目標と併せて法人に提示することとされている。

総務省の指針において、研発審は、評価軸に関して適切な提言を行うこととされており、今回の研発審の意見を踏まえながら、農林水産省において更に検討を進め、1. の中長期目標と併せて3月初旬に決定（予定）。

※「評価軸」とは、法人の研究開発の事務・事業を評価する際の重要な視点となるもの。

研究開発以外の事務及び事業については、従来の評価指標に相当する「評価の視点」を設定。

3. 第4期中長期計画（独立行政法人通則法等により規定）

中長期目標を達成するための計画であり、主務大臣の認可を受けて、国立研究開発法人が定める。また、総務省の指針において、研発審が計画案に助言・確認を行うことが推奨されている。

今回、研発審の意見聴取を実施。中長期目標決定後に法人が認可申請を行い、3月中に決定（予定）。

評価軸・評価指標・モニタリング指標の関係について

○研究開発に係る事務及び事業に係る部分

評価軸	評価指標	モニタリング指標
<p>研究開発成果の最大化に向けて、目標中で主務大臣が、法人の活動事業の中で何を最も重要なものと考えているかを示すもの。</p>	<p>評価軸をブレイクダウンしたもので、法人の実績報告書において詳しい記載を求めるもの。</p> <p>具体的な研究成果はここに記載される。</p> <p>この記載内容を基に主務大臣は評価を実施。</p>	<p>評価指標に対する記載内容、及びその変化を捉えるエビデンスとして現される指標。</p> <p>その多くは、数値として現されることとなる。</p>

○研究開発以外の事務事業に係る部分

評価の視点	主な定量的指標・その他の指標
<p>業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等について、法人の実績報告書において詳しい記載を求めるもの。</p> <p>この記載内容を基に主務大臣は評価を実施。</p>	<p>評価指標に対する記載内容、及びその変化を捉えるエビデンスとして現される指標。</p> <p>その他の指標は、定性的な記載。</p>

農研機構、JIRCAS の第 4 期中長期目標期間における評価軸等の設定について (試験研究部分)

【基本的な考え方】

1. 法人評価は機関評価であり、研究課題の評価ではない、との考えに基づき、研究成果そのものではなく、ニーズに即した研究成果が連続かつ安定して生み出される「研究マネジメント」が行われているかを評価する。(言い換えれば、研究推進担当理事の研究マネジメントを評価するものである。)
2. 「研究マネジメント」を評価するため、研究ステージを設定し、ステージ毎に必要なマネジメント事項、例えば、
(テーマ設定段階では) ニーズに即したテーマをどのように設定したか
(研究実施段階では) 実施中のテーマについてどのように見直したか
(実用化段階では) 研究成果の実用化や社会実装に向けてどのような重点化を行ったか
等を評価する。
3. なお、研究成果については、適切な研究マネジメントの結果として評価する。マネジメント部分が不安定な状態で特筆すべき成果が創出されても、セグメントの評価には反映させない。

【評価軸設定において考慮すべき農研機構と JIRCAS の違い】

1. テーマ設定について

○農研機構が国内生産現場への対応を最優先課題としているのに対し、JIRCAS では世界の食料安全保障等、地球規模の課題への対応が求められており、社会実装に向けた技術の移転先も異なる。テーマ設定の適切性、社会実装に向けた外部機関との連携体制において、両者の違いを考慮する必要がある。

農研機構	JIRCAS
<p>3－9. 農業研究業務（試験及び研究並びに調査）</p> <p>「農林水産研究基本計画」に即し、<u>生産現場等が直面する問題を速やかに解決するための研究開発を最優先課題</u>と位置づける。また、中長期的な戦略の下で着実に推進すべき研究開発とともに、以下に示すような研究開発を基本的な方向として、研究開発を計画的かつ体系的に展開する。</p> <p>～中略～</p> <p>これらの研究開発については、<u>地域の実態や生産者、消費者及び実需者のニーズ</u>を踏まえつつ、<u>公設試、普及組織、行政機関、大学、民間企業等との連携・協力</u>の下で効率的に推進するとともに、研究開発成果を社会実装する取組を行う。</p>	<p>3－6. 研究業務の推進（試験及び研究並びに調査）</p> <p>「農林水産研究基本計画」に即し、開発途上地域における持続的な資源・環境管理技術の開発、熱帯等の不良環境における農作物の安定生産技術の開発及び開発途上地域の地域資源等の活用と高付加価値化技術の開発を重点的に実施し、<u>世界の食料安全保障の確保や気候変動問題等、地球規模の課題への対応等に貢献</u>する。</p> <p>研究の推進に当たっては、<u>研究開発成果の政府開発援助（ODA^{*5}）</u>等での活用も念頭に置き、開発途上地域における農林水産業に関する研究を包括的に行い得る我が国唯一の研究機関として、<u>開発途上地域、先進諸国、国際研究機関、NGO^{*6}</u>等民間団体と<u>連携</u>し、国際共同研究等に取り組む。</p>

2. 研究資金の構成

26 年度における研究費の構成

	農研機構	生物研	農環研	JIRCAS
研究費総額	8,110,513	2,298,300	822,000	1,375,000
うち交付金	2,300,163	496,300	220,000	949,000
交付金割合	28%	22%	27%	69%

注 1：単位は千円

注 2：機構は農研勘定

○研究費に占める交付金の割合は、農研機構、生物研、農環研で低く、JIRCAS で高い。

○委託プロ等の（外部）研究資金制度では、研究資金制度の中にテーマ設定、評価、見直しの機能等が含まれるため、特に新農研機構においては、「資金制度内で行われるマネジメント」と「法人の責任において行うマネジメント」について重複のないよう、評価を行う必要がある。

3. 研究マネジメントに責任を持つ者

農研機構では評価単位毎に研究推進担当理事が設置され、研究マネジメントについて責任を負うが、JIRCAS についてはプログラムごとのディレクターが責任を負う。

(別紙2) 国立研究開発法人産業技術総合研究所における評価軸

研究領域等	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標	
「橋渡し」機能の強化	エネルギー・環境領域	<p>○革新的技術シーズを事業化につなげる橋渡し研究が実施できているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間からの資金獲得額 (評価指標) ・大企業と中堅・中小企業の研究契約件数の比率 (モニタリング指標) ・技術的指導助言等の取組状況 (モニタリング指標) ・マーケティングの取組状況 (モニタリング指標) ・研究人材の育成等の取組状況 (モニタリング指標)
	生命工学領域		
	情報・人間工学領域	<p>(目的基礎研究)</p> <p>○将来の橋渡しの基となる革新的な技術シーズを生み出す目的基礎研究に取り組んでいるか。</p>	<p>(目的基礎研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ設定の適切性 (モニタリング指標) ・具体的な研究開発成果 (評価指標) ・論文の合計被引用数 (評価指標) ・論文数 (モニタリング指標) ・大学や他の研究機関との連携状況 (モニタリング指標) 等
	材料・化学領域	<p>(「橋渡し」研究前期)</p> <p>○民間企業との受託研究等に結びつく研究開発に取り組んでいるか。</p>	<p>(「橋渡し」研究前期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ設定の適切性 (モニタリング指標) ・具体的な研究開発成果 (評価指標) ・知的財産創出の質的量的状況 (評価指標) ・戦略的な知的財産マネジメントの取組状況 (モニタリング指標) 等
	エレクトロニクス・製造領域		
	地質調査	<p>(「橋渡し」研究後期)</p> <p>○民間企業のコミットメントを最大限高めて研究開発に取り組んでいるか。</p>	<p>(「橋渡し」研究後期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間からの資金獲得額 (評価指標) 【再掲】 ・具体的な研究開発成果 (評価指標) 等
	計量標準		

	(その他本部機能等)	<p>○戦略的な知的財産マネジメントに取り組んでいるか。</p> <p>○公設試等と密接に連携し、地域における「橋渡し」機能の強化に取り組んでいるか。</p> <p>○世界的な産学官連携拠点の形成及び活用がなされているか。</p> <p>○優秀かつ多様な研究者の確保が図られているか。</p>	<p>・戦略的な知的財産マネジメントの取組状況 (モニタリング指標)</p> <p>・公設試等との連携の取組状況 (モニタリング指標)</p> <p>・産学官連携拠点の形成の取組状況 (モニタリング指標)</p> <p>・採用及び処遇等に係る人事制度の整備状況 (モニタリング指標)</p>
地質調査、計量標準等の知的基盤の整備	地質調査	<p>○国の知的基盤整備計画に基づいて着実に知的基盤の整備に取り組んでいるか。</p>	<p>・地質図・地球科学図等の整備状況 (評価指標)</p> <p>・地質情報の普及活動の取組状況 (モニタリング指標)</p>
業務横断的な取組	計量標準	<p>○国の知的基盤整備計画に基づいて着実に知的基盤の整備に取り組んでいるか。</p> <p>○計量法に係る業務を着実に実施しているか。</p> <p>○技術経営力の強化に資する人材の養成に取り組んでいるか。</p> <p>※この他の事項については、「「橋渡し」機能の強化」において評価を実施するものとする。</p>	<p>・計量標準及び標準物質の整備状況 (評価指標)</p> <p>・計量標準の普及活動の取組状況 (モニタリング指標)</p> <p>・計量法に係る業務の実施状況 (評価指標)</p> <p>・産総研イノベーションスクール及びびりサーチアシスタント制度の活用等による人材育成人数 (評価指標)</p>

(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。

○農研機構 評価軸及び評価の視点（業務運営部分）（案）

農研機構 第4期中長期目標（案）

目次

- 第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割
 - 1. 我が国の農業及び農政の動向
 - 2. 「農林水産研究基本計画」の考え方と農研機構の役割
 - 3. 独立行政法人改革の動き
 - 4. 第4期中長期目標期間における重点事項
 - 第2 中長期目標の期間
 - 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- <共通事項>
- 1. ニーズに直結した研究の推進とPDCAサイクルの強化
 - (1) ニーズに直結した研究の戦略的展開
 - (2) 法人一体の評価と資源配分
 - 2. 異分野融合・産学官連携によるイノベーション創出
 - (1) 異分野融合研究の強化
 - (2) 産学官連携の戦略的推進
 - 3. 地域農業研究のハブ機能の強化
 - 4. 世界を視野に入れた研究推進の強化
 - 5. 知的財産マネジメントの戦略的推進
 - (1) 知的財産マネジメントに関する基本方針の策定
 - (2) 知的財産マネジメントによる研究開発成果の社会実装の促進
 - 6. 研究開発成果の社会実装の強化
 - (1) 研究開発成果の公表
 - (2) 技術移転活動の推進
 - (3) 規制対応研究の一体的実施

- (4) 広報活動の推進
- (5) 国民との双方向コミュニケーション
- (6) 研究開発成果の中長期的な波及効果の把握と公表
- 7. 行政部局との連携強化**
- 8. 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献**
- <個別事業>**
- 9. 農業研究業務の推進（試験及び研究並びに調査）**
- 10. 種苗管理業務の推進**
 - (1) 業務推進の基本方針
 - (2) 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等
 - (3) 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等
 - (4) ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等
 - (5) 種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等
- 11. 農業機械化の促進に関する業務の推進**
 - (1) 業務推進の基本方針
 - (2) 研究の推進方向
 - (3) 効率的・効果的な研究開発を進めるための配慮事項
 - (4) 農業機械の検査・鑑定
 - (5) 農作業の安全に資する情報収集・分析とそれを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化
- 12. 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進**
- 13. 民間研究に係る特例業務**
- 第4 業務運営の効率化に関する事項**
 - 1. 業務の効率化と経費の削減**
 - (1) 一般管理費等の削減
 - (2) 調達の合理化
 - 2. 統合による相乗効果の発揮**
 - (1) 組織・業務の再編
 - (2) 研究拠点・研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画）

第5 財務内容の改善に関する事項

1. 収支の均衡
2. 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守
3. 自己収入の確保
4. 保有資産の処分

第6 その他業務運営に関する重要事項

1. ガバナンスの強化
 - (1) 内部統制システムの構築
 - (2) コンプライアンスの推進
 - (3) 情報公開の推進
 - (4) 情報セキュリティ対策の強化
 - (5) 環境対策・安全管理の推進
2. 研究を支える人材の確保・育成
 - (1) 人材育成プログラムの策定と実施
 - (2) 人事に関する計画
 - (3) 人事評価制度の改善
 - (4) 報酬・給与制度の改善
3. 主務省令で定める業務運営に関する事項

【別添1】 研究開発の重点化方向と成果の社会実装

【別添2】 種苗管理業務の推進

農研機構の評価軸・評価の視点及び評価指標・モニタリング指標（業務運営部分）（案）

第4期中長期目標	評価軸・評価の視点	評価指標・モニタリング指標
<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質に向上に関する事項</p>		
<p><共通事項></p> <p>1. ニーズに直結した研究の推進とPDCAサイクル²⁾の強化</p> <p>(1) ニーズに直結した研究の戦略的展開 中長期計画やその達成のための研究課題の設定に当たっては、農業や食品産業等の現場や政策ニーズを起点とし、具体的成果につながるようバックキヤストアプローチ³⁾を行う。また、研究課題の進捗管理のため、法人一体として工程表を作成し、その活用を図る。研究課題の評価は外部有識者等を活用し、成果のユーザーの意見も踏まえ、自ら厳格に実施する。評価結果に基づく「選択と集中」を徹底し、研究の進捗状況、社会情勢の変化、ユーザーの意見等に 応じ機動的に研究課題の見直しを行うとともに、社会実装の可能性が低下した研究課題は変更や中止を行う。 農業や食品産業等の現場で活用される技術の創出を図るため、<u>研究推進における農業者や実需者、普及組織等の関与を強化する仕組みを構築・運用する。</u> また、現場ニーズに係る情報を定期的に収集し、機動的に課題化する体制を構築する。さらに、民間企業を含む国内外の研究開発情報を積極的に収集し、研究管理に活用する。</p> <p>(2) 法人一体の評価と資源配分 農研機構がその役割を遂行するにあたり、限られた予算、人員等を法人全体で有効に活用し、最大限の成果を得ることが重要である。このため、<u>法人全</u></p>	<p>※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第3の9で行う。</p> <p>○<u>農業者の関与強化など農業や食品産業等の現場や政策ニーズに即した研究推進を強化する仕組み・体制が適切に構築・運用されているか。</u></p> <p>○法人全体を俯瞰した評価が行われ、研究課題の変更や中止、予算・人員等の資源配分に反映するシステムが構築・運用さ</p>	<p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究推進において、農業や食品産業等の現場や政策ニーズを反映するための仕組み・体制が整備され、運用されているか。 ・評価結果に基づく「選択と集中」により、研究課題の見直しが行われているか。 ・法人全体を俯瞰した評価を行いその評価に基づく予算・人員等の資源を的確に配分するシステムが構築・運用されているか。 <p><モニタリング指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザリーボード等の設置数、開催数 ・研究課題の見直しの状況 ・外部資金の獲得状況（件数、金額）

<p>体を俯瞰して厳格な評価を行い、予算・人員等の資源を的確に配分するシステムを構築・運用するなどP DCAサイクルを強化し運用する。なお、当該評価は、別途定める評価軸及び評価指標等に基づき行う。</p> <p>また、運営費交付金を効果的に活用するとともに、中長期目標に即した研究開発の一層の推進を図るため、外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用を努める。</p> <p>主務大臣による評価結果等については確実に業務運営に反映させる。</p>	<p>れているか。</p>
<p>2. 異分野融合・産学官連携によるイノベーション創出</p> <p>(1) 異分野融合研究⁴⁾の強化</p> <p>既存の研究分野の枠を超えた共同研究や、その研究開発成果の商品化・事業化に取り組み事業者等との連携により、革新的な技術シーズを生み出すとともに、新たな市場を切り拓く「イノベーション」の創出が期待されている。このため、特に、我が国の産業の強みであるロボット技術やICT、最近目覚ましい発展を遂げている分子生物学やゲノム工学技術等の分野を中心に、府省、研究分野、業種等の枠を超えた研究開発と成果の商品化・事業化等に、従来以上のスピード感を持って取り組む。なお、農業のスマート化⁵⁾等に伴って集積するビッグデータ⁶⁾に関しては、その有効活用を図るとともに適切な取扱いに留意する。</p> <p>また、農林水産省が行う「『知』の集積と活用」を積極的に活用し、開発技術の普及促進・技術移転等を進める。</p>	<p>※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第3の9で行う。</p> <p>○府省、研究分野、業種等の枠を超えた研究体制を構築するためのマネジメントが適切に実施されているか。</p> <p>○農林水産省が行う「『知』の集積と活用」を積極的に活用した取組が適切に実施されているか。</p> <p>○法人全体で産学官連携を推進する体制が適切に構築・運用されているか。</p>
<p>(2) 産学官連携の戦略的推進</p> <p>外部の知識・技術等を積極的に活用し、それらと農研機構の技術を組み合わせた上で革新的な技術を</p>	<p>れているか。</p>

<評価指標>

- ・府省、研究分野、業種等の枠を超えた共同研究や、事業者等と連携を推進するためのマネジメントが行われているか。
 - ・民間企業など外部機関と交流をはかり産学官連携を推進する体制が整備され、運用されているか。
 - ・「『知』の集積と活用」を活用し、開発技術の普及促進・技術移転が進められているか。
- <モニタリング指標>
- ・異分野融合研究等の取組状況（共同研究数、他機関との連携実施数、外部資金への応募数及び獲得数）
 - ・資金提供型共同研究件数、民間企業等からの資金獲得額

生み出すとともに、開発した技術の移転・普及を促進するため、民間企業など外部機関と積極的に交流を図り、産学官連携の取組を推進する。これにより、農研機構が中核となつて、他の研究機関の勢力や英知を結集し、我が国の農業研究を牽引する。

その際、法人として戦略的に産学官連携を推進する仕組みを整備し、ニーズ指向の研究、マーケットインの発想による研究を推進する。また、資金提供型共同研究⁷⁾など民間企業からの研究資金の拡大に向けた努力を行う。それらの取組を通じて、農研機構の各内部研究組織⁸⁾で開発された有望な研究開発成果が全国各地域で活用されるよう進める。

3. 地域農業研究⁹⁾のハブ機能¹⁰⁾の強化

農研機構の地域農業研究センター等がこれまでに実施してきた研究と生産・流通・加工・消費の関係者との連携活動は一定の成果をあげており、特に、近年、全国の多数の地区で実施され始めた実証事業は研究と現場の連携構築や技術移転に効果が認められる。しかしながら、現在もおお、生産現場等に十分な研究情報が届いているとは言えず、研究と現場の連携体制の構築は必ずしも容易ではない。一方で、実証事業等、新たに増加した業務による研究者等の負担は増加している。

このため、各地域農業研究センターの研究体制を整備するとともに、研究情報を発信し、地域に存する産学連携支援機関との連携にも配慮しながら産学官連携の取組を強化する。これにより、地域農業研究センターが、地方自治体、地域の研究機関、普及組織、生産者、流通・加工業者など実需者、民間企業等を結ぶハブとして、温暖化適応研究や機械開発など、地域の研究ニーズを収集し、地域農業が抱える問題解決に果敢に対応するとともに、農研機構の研究開発成果の技術移転と現地適応度を高めるため

※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第3の9で行う。

○地域農業研究センターが地域農業研究の拠点として研究開発を行うための体制が構築・運用されているか。

<評価指標>

- ・地域農業研究センターにおける研究推進において、地域の自治体、生産者、民間企業等のニーズを収集し、研究に反映させる仕組・体制が整備され、運用されているか。
- ・地域の産学連携支援機関との連携に配慮しつつ、産学官連携が推進されているか。
- ・地域農業研究センターが地域の多様な課題に対応できるように、本部やつくば地区等の専門研究組織等と連携・協力する体制が整備・運用されているか。
- ・農研機構の研究開発成果について現地導入を進めるための取組が行われているか。

<モニタリング指標>

- ・地域の産学連携支援機関との連携状況（連携会議の開催数）
- ・研究部門や重点化研究センターの成果を法人として社還元するための地域とつくばの連携

の普及組織等と連携したフイードバック研究¹¹⁾を推進する。その際には、個別の課題ごとに目的を明確化し、必要な機関・民間企業等で戦略的な取組を行うことに留意する。また、地域農業研究センターが多様な課題に対応できるよう、本部やつくば地区をはじめとした専門研究組織等との連絡と協力の体制を整備する。

また、地域農業研究センターに加え、つくば地区をはじめとした専門研究組織においても、公設試験研究機関（以下「公設試」という。）と連携を強化するなどにより、都道府県における地方創生の取組を支援する。

4. 世界を視野に入れた研究推進の強化

世界的な人口増加や気候変動問題、国境を越えた家畜伝染病のまん延等、今日、地球規模の様々な問題が深刻化する中で、農業研究においても国際的な協調・連携の下で推進すべき研究課題が増えつつある。また、高品質な我が国の農産物の輸出や関連産業のグローバル展開の促進を技術面でサポートすることも重要性を増している。

このような状況を踏まえ、国際的な研究ネットワークに積極的に参画するとともに、海外機関、国際機関等と積極的に連携し、研究開発の効率的・効果的な推進、地球規模の課題に対する国際貢献等を行うとともに、国際水準の研究開発成果の創出により、農研機構の国際的プレゼンスの向上を図る。

また、農林水産物の国別・品目別輸出戦略や農林水産省が主導するグローバル・フードバリエーション戦略¹²⁾に貢献する研究や調査など我が国農業の海外展開に資する研究開発を積極的に推進するとともに、農研機構がこれまでに開発した技術の移転に取り組み。さらに、農業機械の安全性や環境性能、作業機との通信規格など国際標準化の動きに対し、

※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第3の9で行う。

○国際水準の研究開発成果の創出や、国際的なイニシアティブの発揮が行われているか。

○国際的な研究ネットワークへの参画、海外機関との連携、JIRCASとの連携の取組が十分行われているか。

<評価指標>

- ・食料や気候変動問題等の地球規模の研究課題が実施され、国際貢献等を行うとともに、国際水準の研究開発成果の創出により農研機構の国際的プレゼンスの向上が図られているか。

- ・国際的な研究ネットワークへの参画や、海外機関等と連携により研究開発が効率的・効果的に推進されているか。

- ・国際学会・国際会議への参加、成果発表等により、国際水準の研究成果が創出され、海外に発信されているか。

- ・農林水産物輸出戦略やグローバル・フードバリエーション戦略に貢献する研究・調査など、農林水産物の輸出や関連産業の海外展開を促進する研究開発のマネジメントがどのような体制で実施されているか。

- ・農業機械の安全性や環境性能、作業機との通信規格な

行政や関係団体・機関等と密接に連携しながら適切に対応する。

こうした取組を行う際、開発途上国・地域等に関する対処等を効率的に行うため、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「JIRCAS」という。）との協力関係を技術シーズや人材活用面を含め強化する。

5. 知的財産マネジメントの戦略的推進

(1) 知的財産マネジメントに関する基本方針の策定

「農林水産研究知的財産戦略」（平成〇〇年〇月〇日農林水産技術会議決定）等を踏まえ、農研機構における知的財産マネジメントに関する基本方針を策定する。

(2) 知的財産マネジメントによる研究開発成果の社会実装の促進

研究開発成果を農業や食品産業等の現場での活用に結びつけ、迅速に社会実装していくため、商品化・事業化等に有効な知的財産の取扱方針を描いた上で、研究開発の企画・立案段階から終了後の成果の普及までの一連の過程において、以下のとおり戦略的な知的財産マネジメントに取り組む。

ア 発明時における権利化・秘匿化・公知化・標準化や、権利化後の特許等の開放あるいは独占的な実施許諾等の多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会実装を加速化する観点から最も適切な方法を採用する。

イ 知的財産の組み合わせによる成果技術の保護

ど国際標準化への対応が図られているか。

- ・ 開発途上国地域に関する対処を効率的に進めるために、JIRCASとの協力体制が構築されているか。

<モニタリング指標>

- ・ 国際的な研究ネットワークへの参画状況（国際会議等開催数、参加数、成果発表数、委員・役員等の従事者数）
- ・ 農林水産物の輸出や関連産業の海外展開に資する研究開発の取組状況（課題数、研究エフオート）

<評価指標>

- ・ 農林水産研究知的財産戦略等を踏まえて、どのような体制で知的財産マネジメントに関する基本方針が策定され、実施されているか。

- ・ 研究開発成果の商品化・事業化等を図る上で、有効な知的財産の取扱方針を描き、最適な方法を選択して社会実装を促進する知的財産マネジメントが実施されているか。

- ・ 知的財産の組み合わせによる成果技術の保護の強化や、知的財産権の群管理の取組が実施されているか。また、農研機構の保有する知的財産権の実施許諾について、活用が図られているか。

<モニタリング指標>

- ・ 特許の実施許諾件数
- ・ 新品種の実施許諾件数

※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第3の9で行う。

○農研機構の知的財産マネジメントに関する基本方針が策定され、運用されているか。

○秘匿化、標準化、特許の独占的実施許諾等の多様な選択肢を含めた知的財産マネジメントの方針等が適切に整備・運用されているか。

強化、知的財産権の群管理等の取組を推進する。また、農研機構の特徴ある品種や高度な生産技術を用いた農産物・食品について、国内外でブランド力など強みを発揮するため、育成者権、商標権などの知的財産権を戦略的に活用する。

6. 研究開発成果の社会実装の強化

(1) 研究開発成果の公表
研究開発成果については、成果情報、学術雑誌等への論文掲載等により積極的に公表する。その際には、権利化の可能性、秘匿性の必要性等を十分検討する。

(2) 技術移転活動の推進

第3期中期目標期間までに得られた研究開発成果を含め、有望な研究開発成果について、ユーザーが使いやすい形や国民が理解しやすい形での紹介を行う。また、研究後半の段階では、農家ほ場等で実証試験などを行い、研究成果の現場適用の可能性を見極めるとともに技術移転を進める。

農研機構として、農業、食品産業その他の関連産業や国民生活の質の向上への貢献の観点から特に普及が期待される重要な研究開発成果を、行政側とも連携しつつ選定し、重点的に技術移転活動を行う。その際は、必要に応じ、都道府県の普及組織との役割分担を行った上で、農研機構及び研究者自らが、生産者、実需者、民間企業等への技術移転活動を行う。

(3) 規制対応研究の一体的実施

研究開発成果の円滑な社会実装を図るためには、研究開発から産業化・普及までの全体を俯瞰して、それぞれの過程で生じるであろう課題に体系的・計画的に対応するアプローチが必要となる。しかしな

※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第3の9で行う。
 ○研究開発成果について、情報提供、公表は適切に行われているか。

○研究後半の実証試験の導入など、技術移転活動を推進するためのマネジメントが適切に実施されているか。

○研究開発成果の商品化・事業化までを見通して、各種規制が適用される可能性や対処法を検討する仕組みを構築・運用しているか。

<評価指標>

・公表の際、権利化の可能性、秘匿性の必要性等の知的財産の取扱の検討が行われているか。

・研究開発成果について、生産現場や実需者等のユーザーへの円滑な技術移転を促進する取組が行われているか。特に、普及が期待される重要な研究開発成果について、農研機構及び研究者自らが技術移転活動を実施しているか。

・研究開発成果を産業化・実用化するために、研究開発において、食品安全規制、生産資材規制、労働安全規制等の各種規制が適用される可能性を事前に分析し、研究開発と規制対応研究を一体的に行う取組が行われているか。

・研究情報や成果が、ユーザーが利用しやすい形で確実に発信されているか。広報活動のあり方が的確に見直されているか。

・シンポジウムやイベント開催等により、研究者と一般消費者や生産者が交流し、研究・開発の成果や取組の相互理解の増進が図られているか。

・研究情報の発信において、農産物・食品の安全性や遺伝子組換え技術等の先端技術を応用した品種開発等については、科学的かつ客観的な情報発信が行われているか。

がら、これまでは研究開発成果を得ることのみに力が注がれ、それら研究開発成果を産業化・実用化するために求められる各種規制への対応の視点や取組が弱く、結果としてそれら規制の壁に阻まれ、研究開発成果を円滑に社会実装できなない事例が存在した。

このため、研究開発成果の商品化・事業化までの道行きを見通した上で、食品安全規制、農薬・肥料・動物医薬品等の生産資材規制、労働安全規制、生物多様性影響等に関する各種規制が適用される可能性を事前に分析し、その対処方法も含めて研究開発と規制対応研究とを一体的に実施する。

(4) 広報活動の推進

我が国最大の農業・食品産業研究機関として、我が国の農業・食品産業の発展に資する研究情報や成果を、マスメディアやウェブサイト等を活用して、ユーザーが使いやすい形で的確に発信する。また、信頼できる農業研究機関として国民に広く認知されるよう、広報活動のあり方を的確に見直す。

(5) 国民との双方向コミュニケーション¹³⁾
農研機構及び研究者自らが、シンポジウムやイベント、学校教育や市民講座に参加すること等により、国民との継続的な双方向コミュニケーションを進める。これにより、研究開発のニーズ、研究開発に対する期待や不安、懸念等の声を把握し、研究にフィードバックして、真に国民生活の向上に役立つ研究開発成果の獲得を目指す。併せて、農業研究や農研機構の研究開発成果への理解を促進する。

特に、農産物・食品の安全性や遺伝子組換え技術等の先端技術を応用した品種開発等に当たっては、科学的かつ客観的な情報を研究開発段階から継続的に発信し、双方向コミュニケーション活動の充実に関る。

・既存の研究開発成果の社会貢献の実績が把握され、その結果が公表されているか。

<モニタリング指標>

- ・ 広報誌等の発行数、研究報告書等の刊行数
- ・ 技術相談件数、見学件数、見学者数
- ・ シンポジウム、講演会、一般公開等の開催数、参加者数
- ・ 研究開発成果と社会貢献の実績の公表実績

○ 専門誌・紙への対応だけでなく、農研機構が国民に広く認知されるための広報の取組が適切に行われているか。

○ 農研機構及び研究者による国民との双方向コミュニケーションの取組が適切に行われているか。

(6) 研究開発成果の中長期的な波及効果の把握と公表

農業研究の成果が社会に広く普及し大きな波及効果が及ぼすには、通常長い年月を要する。このため、過去の研究開発成果の社会への貢献についてできるだけ定量的に実績を把握し、その結果を公表するとともに、社会に貢献する研究開発成果の創出を常に強く意識して業務を進める。

7. 行政部局との連携強化

農林水産省の行政部局と研究計画段階から密接に連携し、食品安全、動植物検疫に係るレギュラトリ
ーサイエンス¹⁴⁾に属する研究など行政部局のニーズを十分に理解して業務を進めるとともに、行政ニーズに迅速かつ機動的に対応し、業務を着実に実施する。また、緊急時対応を含め連携会議、国内外への専門家派遣に対応するとともに、行政部局との協働によるシンポジウム開催等を行う。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく初動時の対応、二次災害防止等の技術支援を行うほか、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づく農産物・食品の安全及び消費者の信頼確保に向けての技術支援、人獣共通感染症、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等に規定される監視伝染病等に対する防除技術支援等により行政に貢献する。

○研究成果の社会貢献について、実績の把握とその結果の公表が適切に行われているか。

※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第3の9で行う。

○行政部局との通常の連携の仕組み、緊急時等の機動的対応の仕組みが適切に構築
・運用されているか。緊急時等において行政ニーズに迅速に対応しているか。

<評価指標>

・行政部局と研究計画段階から連携し、行政ニーズが研究内容等に反映されているか（企画立案段階）。また、研究開発成果が行政施策に反映されているか（社会還元）。

・緊急時対応を含め連携会議、専門家派遣の対応、シンポジウムの共同開催等の協力が行われているか。

・災害対策基本法等に基づく災害対応、食品安全基本法に基づく緊急対応、重要な家畜伝染病の発生時の緊急防疫活動など危機管理に対する備えと発災時の機動的対応として、職員の派遣、現地調査、助言、病性鑑定、研究の実施が行われたか。

<モニタリング指標>

- ・行政部局との連携会議開催状況
- ・行政等の要請による委員会等への専門家派遣数
- ・シンポジウム等の共同開催数、参加人数
- ・災害時支援及び緊急防疫活動等の取組状況
- ・防災訓練及び研修等に関する取組状況

8. 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献

<評価指標>

農研機構の高い専門知識、技術等が必要とされる分析及び鑑定、講習及び研修の開催、外部機関からの研修生の受入れ、国際機関や学会への専門家の派遣等の協力、家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布、外部精度管理用試料の配布及び解析等を行う。

○専門研究分野を活かして行うべき社会貢献の取組内容が明確にされ、実施されているか。

- 行政等の依頼に応じ、病虫害・雑草の鑑定・同定、各種成分の品質分析等がどのように行われているか。
- 外部精度管理用試料等をどのように製造しているのか。どこに頒布しているか。
- 国際機関等の要請に応じて専門家の派遣、学会等への委員の派遣等がどのように行われているか。

<モニタリング指標>

- 専門知識を必要とする分析・鑑定件数
- 技術講習生の受入人数、研修人数
- 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の配布件数
- 国際機関等への専門家の派遣件数

<個別事業>

9. 農業研究業務（試験及び研究並びに調査）

「農林水産研究基本計画」に即し、生産現場等が直面する問題を速やかに解決するための研究開発を最優先課題と位置づける。また、中長期的な戦略の下で着実に推進するべき研究開発とともに、以下に示すような研究開発を基本的な方向として、研究開発を計画的かつ体系的に展開する。

- (1) 生産現場の強化・経営力の強化
生産現場等が直面する問題を速やかに解決するための研究開発や、農業の生産流通システムを革新し、大幅なコスト削減を実現する研究開発
- (2) 強い農業の実現と新産業の創出
農産物の単収・品質向上を促進し、「強み」をさらに引き伸ばす研究開発や、農村に新たな産業や雇用を生み出す研究開発
- (3) 農産物・食品の高付加価値化と安全・信頼の確保
安全で信頼され付加価値の高い農産物・食品の

(別紙)

安定供給や、国民の健康長寿に貢献する研究開発

(4) 環境問題の解決・地域資源の活用
農業の持続化・安定化を図る研究開発や、地球規模の食料・環境問題に対処する研究開発

これらの研究開発については、地域の実態や生産者、消費者及び実需者のニーズを踏まえつつ、公設試、普及組織、行政機関、大学、民間企業等との連携・協力の下で効率的に推進するとともに、研究開発成果を社会実装する取組を行う。

加えて、こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究（目的基礎研究15））を適切なマネジメントの下、着実に推進する。

これらのことを実現するため、「別添1」に示した研究開発を進める。

10. 種苗管理業務の推進

(1) 業務推進の基本方針

農業の生産性を高め、農産物の品質の向上を図るためには、優良な種苗の生産・流通が不可欠である。このため、適正な品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図るための種苗の管理を総合的に行う種苗管理センターを置く。

業務運営は、品種登録制度の公正性・信頼性の確保の必要性等も考慮し、理事長及び副理事長以外の代表権を有する役員の下で以下及び別添2に示した業務を行う。

(2) 農林水産植物¹⁶⁾の品種登録に係る栽培試験等

農林水産植物の品種登録に係る栽培試験は、種苗法(平成10年法律第83号)に基づき実施するものであり、「農林水産省知的財産戦略2020」(平成27年5月

【評価の視点】

・適正な品種登録の実施及び優良種苗の流通確保のための、以下の(2)～(5)の種苗管理の取組が適切に行われているか。

【評価の視点】

・品種登録審査を着実に推進するための栽培試験等が適切に実施されているか。

＜主な定量的指標＞

・栽培試験の実施点数
・種類別審査基準案の作成又は改正数

28日農林水産省公表)等を踏まえ、育成者が国内外において育成者権を取得しやすい環境を整備することが重要なことから、品種登録審査の国際調和を推進するとともに、品種登録審査を着実に推進するための栽培試験を確実に実施する。また、侵害相談、品種類似性試験等の育成者権の侵害対策及び活用促進を行う。

(3) 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等

我が国の優良な種苗の流通を確保するため、種苗法に基づく指定種苗の検査を確実に実施する。また、国際的な種子流通の活性化に対応するため、依頼検査を実施するとともに、依頼者のニーズに即した検査項目の拡大を図る。

(4) ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等

ばれいしよ及びさとうきびは、畑作振興上の重要な基幹作物である一方、増殖率が低く、病害虫に弱いことから、健全無病な種苗を安定的に供給するため、種苗生産は、原原種(種苗管理センター)、原種(道県)及び採種(農協)の3段階増殖体系を基本とする。

原原種については、農林水産省が定めた「ばれいしよ原原種及びさとうきび原原種配布要綱」(昭和62年4月1日農蚕園芸局長通知)等に基づき種苗管理センターが道県の需要量に即した健全無病な種苗を確実に生産し、配布するものとする。

(5) 種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等

法人統合による相乗効果を発揮するため、研究開発部門が開発した新技術を速やかに導入し、種苗管理業務の効率的・効率的な推進を図る。また、研究

【評価の視点】

・指定種苗の検査及び依頼検査が確実に行われているか。また、ニーズに即した依頼検査項目等の拡大が適切に行われているか。

【評価の視点】

・道県の需要に対応した原原種の供給の安定確保、健全無病な種苗の供給生産・配布が適切に行われているか。

【評価の視点】

・種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡しや、種苗に関する情報提供等

＜主な定量的指標＞

・指定種苗の表示検査数及び集取数
・依頼検査の報告までの日数

＜その他の指標＞

・拡大された検査項目

＜主な定量的指標＞

・道県の需要量に対する原原種の生産・配布量
・原原種の品質検査結果

＜主な定量的指標＞

・研究開発部門が育成した新品種の種苗の増殖等の取組状況

の取組が適切に行われているか。

開発部門が開発した新品種の早期普及のための種苗増殖、種苗に関する情報提供等を行う。

なお、種苗管理センターは、その業務に関する調査研究を「第3の9. 農業研究業務の推進」の研究推進・評価体制に組み入れる。また、育成者権に関する知見を活かし、農研機構全体で行う「第3の5. 知的財産マネジメントの戦略的推進」に貢献する。

11. 農業機械化の促進に関する業務の推進

(1) 業務推進の基本方針

「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産研究基本計画」等に即して生産現場が直面する問題の速やかな解決、生産流通システムの革新による大幅な生産性の向上及び新たな価値の創出等に資するため、ロボット技術、ICT等の先端技術の活用を一層図りつつ、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づき、農業機械に関する試験研究、検査・鑑定等の業務を総合的かつ効率的に実施する。

併せて、農作業の安全に資する情報収集・分析、それを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化並びに農業用ロボットの性能や安全性確保に関する評価手法の確立を図る。

(2) 研究の推進方向

ア 高性能農業機械等の試験研究の推進
農業機械化促進法に基づき「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即して、同法第2条第5項に規定する高性能農業機械等の試験研究とこれに資する基礎・基盤的研究を重点的かつ計画的に実施する。

これらのことを実現するため、別添1の1. (2) に示した研究を農業研究業務の研究開発と協働分担して進める。

・種苗業者や種苗生産者に対する情報提供等の状況

<評価指標>

・研究の推進に当たって、研究ステージに応じた評価を反映するとともに、関係者が参画した機械開発・改良に協働分担して取り組んでいるか。

○研究の推進に当たって、研究ステージに応じ、研究評価が反映される体制が構築されているか。また、行政及び生産現場のニーズに対応するため、関係者が参画した機械開発・改良の取組に対して、連携・協力が十分であるか。

なお、研究の推進に当たっては、研究のステージに応じて研究評価（生産現場への普及性の観点を含む）を適切に実施し、研究の実施に反映させるとともに、その評価結果及び研究開発成果については、できるだけ定量的手法を用いて国民に分かりやすい形で情報提供を行う。

イ 行政ニーズへの機動的対応
期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。

ウ 地域での農業機械開発への研究支援
都道府県（農業試験場、普及組織等を含む。）、商工関係者、担い手、メーカー、関係省庁など、関係者が参画した機械の開発・改良の取組に対して、農業研究業務を行う地域農業研究センターなどと協力を分担して研究支援する。

(3) 効率的・効果的な研究開発を進めるための配慮事項
高性能農業機械等の試験研究を効率的・効果的に進めるため、以下の事項に配慮する。

研究課題の選定・実施に当たっては、生産現場のニーズに的確に対応するため、各地域農業研究センター、行政部局等から現場ニーズに係る情報を定期的に収集し、機動的に課題化する体制を構築するとともに、農業研究業務における作業技術、情報技術、農業経営など関連する研究分野との連携を強化する。

また、スマート農業（ロボット技術やICTを活用した超省力生産及び高品質生産を実現する新たな農業）の実現に向けて、ロボット技術、ICT等の異分野の技術を活用した先進的・革新的な機械の開発、通信規格の標準化等の研究に異分野の研究機関等との連携も図りながら積極的に取り組む。このほか、電動化

○研究課題の選定・実施に当たって、生産現場のニーズに対応するため、現場ニーズに係る情報収集や課題化する体制が構築されており、連携・協力が十分である。また、ロボット技術やICT等の異分野の技術を活用した先進的・革新的な機械の開発に、異分野の研究機関等との連携・協力が十分であるか。

・課題設定に当たって、各地域農業研究センターや行政部局等から生産現場のニーズについて情報収集し、研究の重点化を図っているか。

・先端的、基盤的な技術の開発・導入のためロボット技術やICT等の異分野の研究機関等との連携に取り組んでいるか。また、電動化等未確立の基盤技術について、大学や異分野の研究機関等との連携協力に取り組んでいるか。

ては、大学、異分野の研究機関等と連携協力して研究に取り組む。

なお、農業政策上で緊急的に措置が必要な課題については、迅速かつ柔軟に人的・経済的資源を投入し、優先的に取り組む。

(4) 農業機械の検査・鑑定

ア 農業機械の開発・改良の促進や農作業の安全性の確保、環境保全に資するため、リスクアセスメントの考え方、検査・鑑定の実施結果等を踏まえて、検査・鑑定内容の充実を図る。

なお、環境保全の観点からは、農業機械の省エネルギー化や排出ガスなどの低減に向けて積極的な対応を行う。

イ 申請者の利便性の向上に資するため、より効率的な検査の実施、事務処理の合理化等により、成績書の早期提出に努める。

ウ このほか、農業機械の検査・鑑定の結果については、継続的にデータベースの充実を図るとともに、インターネット等を通じて幅広く情報提供を行う。また、農作業事故は高齢者に多いことを考慮に入れ、農作業事故防止のための安全な農業機械の普及促進や農作業安全対策の啓発に取り組む。

エ 今後我が国の農業機械等の国際展開が進む中で、我が国の農業機械が有する高い作業性能、安全性、環境性能等のグローバルスタンダード化を促進する観点から、農業機械メーカー、その団体等の協力を得て、OECDトラクターステートコード¹⁾など農業機械に係る国際標準の設定等に関する議論に積極的に関与する。

(5) 農作業の安全に資する情報収集・分析とそれを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化
農作業の安全確保を進めるためには、農業機械・装置の安全性の一層の向上を図ることが必要である。

○農業機械の安全性、環境性能の向上及び申請者の利便性の向上につながるものがあるか。また、国際標準の設定等に関する議論に貢献がなされているか。

・安全性評価・環境性能評価の充実に向けた取組が行われているか。

・検査・鑑定業務において、効率的な検査の実施、事務処理の合理化等により、成績書の早期提出に努めているか。

・農業機械作業の安全に係る情報、検査・鑑定に関する質問及び回答等について、ホームページ等を通じて適切に情報提供が行われているか。その際、高齢者にも配慮した取組を行っているか。

・国際標準の設定等に関する議論に積極的に関与しているか。

○農作業の安全に資する情報収集・分析が農業機械の安全性の向上及び安全利用の

・農作業事故の実態を効果的に把握・分析し、農業機械メーカーや生産現場に対するフィードバックに取り組

んでいるか。

- ・分析結果に基づき、新たな機械開発に向けたリスクアセスメントの助言指導を行うとともに、安全性向上に向けた取組情報等を把握・共有し、事故分析や啓蒙活動に取り組んでいるか。
- ・農業機械の安全設計の取組が促進されるよう、評価試験手法への反映に取り組んでいるか。

＜モニタリング指標＞

- ・各種サービスに対する満足度

推進に寄与するものであるか。

○革新的技術シーズを実用化へ繋ぐ成果の実用化など、社会実装に至る研究開発が適切に推進されているか。

高齢農業者、新規就農者の安全確保はもとより、農業経営の急速な規模拡大により、農業機械の大型化、高性能化及び中古農業機械の利用が進む中で、核的な担い手や雇用労働者の安全確保にも留意していく必要がある。

このため、行政部局、関係業界、労働安全分野の専門家等との連携の下、農作業事故の実態をより的確に把握・分析する体制を設け、その分析情報について、農業機械の安全設計や安全利用に資するよう、農業機械メーカーや生産現場へフィードバックする。

また、分析情報を基に、メーカーによる改善に向けたリスクアセスメントの実施を促すとともに、新たな機械開発に向けて、民間企業へのリスクアセスメントの助言指導などを行うほか、安全性向上に向けたメーカー等での取組情報等を把握・共有し、事故分析や啓蒙活動に活かしていく。加えて、事故分析結果については、農作業の安全の向上、健康障害の防止及び作業負担の軽減に資する農業機械・装置の開発、機械・装置の安全性や取扱いの利便性の向上に係る計測・評価試験手法の高度化のほか、優れた安全性を有する機種をより評価する仕組みづくりに活かしていく。

12. 生物系特定産業技術¹⁸⁾に関する基礎的研究の推進

農林漁業、飲食品製造業及びたばこ製造業等の成長産業化を図るため、「農林水産研究基本計画」等、国が定めた研究戦略等に基づいて行う基礎的な研究開発を、大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより促進する。

特に、近年画期的な技術開発が進展している異分野の革新的技術の導入や、「知」の集積と活用による技術革新を通じて、オープンイノベーションを推進し、基礎的な研究開発を推進する。

＜評価指標＞

- ・広く課題等が公募されとともに、社会実装に至る研究課題の採択が適切に行われているか。
- ・研究機関の採択に当たっては、透明性を確保しつつ、公正・公平に行われているか。
- ・事業の実施に支障がないよう、研究機関の採択等に係る事務処理が迅速に行われているか。
- ・研究開発の評価に当たっては、有識者の活用による評

○研究管理体制の整備・充実が図られているか。

研究開発の推進に当たっては、恒常的に管理運営に当たたる担当者を配置するとともに、外部の幅広い有識者の活用により研究機関の審査や採択後の評価等を透明性を確保しつつ行うための体制を整備する。

また、関係府省や他分野の研究支援機関との連携強化、関連情報の収集、支援対象とする研究機関等に対するマネジメント機能の発揮等を通じ、研究開発の環境整備を推進する。

価が行われ、資金配分等に反映されているか。

- ・研究成果発表会等、国民に分かりやすい形での研究成果に関する情報提供が行われているか。

- ・プログラマディレクター（PD）、プログラマオフィサー（PO）の氏名が公表されるとともに、その役割分担・業務内容が明確化されているか。

- ・PD、PO等による研究課題の進行管理がどのように行われているか。

＜**モニタリング指標**

- ・公募開始から研究機関の採択に要した日数
- ・社会実装が図られた研究開発の本数又は割合
- ・マスコミ等に取り上げられた研究開発の本数又は割合
- ・『「知』の集積と活用』の場』で紹介された研究開発の本数又は割合

13. **民間研究に係る特例業務**

農山漁村の6次産業化等の生物系特定産業技術に関する実用化段階の試験及び研究を民間企業等に委託した民間実用化研究促進事業（平成23年度以降は新規案件の採択を中止）の資金回収業務を実施するに当たり、その研究成果の早期実用化と、当該業務の経理を行う勘定の着実な繰越欠損金の解消を図るため、次の措置を講じる。

(1) 外部有識者による助言の実施や事業化の推進状況の把握等、効率的な体制に基づく効果的なマネジメントの実施

(2) 各種技術展示会等を活用した研究成果の需要開拓等の実施

(3) 繰越欠損金の計画的な解消に向けた計画の策定と事業化の進捗状況を踏まえた計画の見直し

＜**評価指標**＞

- ・法人等への指導を、組織的かつ効果的に行っているか。

- ・各種展示会等、あらゆる場面を活用して研究成果のPR等に努めているか。

- ・繰越欠損金の解消計画を策定するとともに、事業の進捗状況を踏まえた見直しを行っているか。

＜**モニタリング指標**＞

- ・展示会において研究成果のPR等を行った回数
- ・売上納付等の合計金額

○民間研究促進業務に係る資金回収業務の取組が十分であるか。

<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>1. 業務の効率化と経費の削減</p> <p>(1) 一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。</p> <p>(2) 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。 特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品について、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法の検討・導入を進める。 また、JIRCAS など他の独立行政法人との共同調達などの連携に積極的に取り組み、一層の効率化を図る。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の見直し・効率化を進め、法人運営に支障をきたすことなく業務経費、一般管理費削減の数値目標が達成されているか。 <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達等合理化計画の適正かつ迅速な調達を実現するために定量的な目標や具体的な指標として、どのようなものを設定しているか。その目標や指標が達成されているのか。達成のためにどのような取組を行っているか。 	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減状況 業務経費の削減状況 <p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 共同調達等効率化の取組状況 	<p>2. 統合による相乗効果の発揮</p> <p>(1) 組織・業務の再編 法人統合を踏まえ、人材、研究資金等の資金を法人全体として有効に活用することにより、相乗効果を最大限に発揮することが重要である。このため、従来の組織の枠組みにとらわれずゼロベースで組織</p>	<p>○統合による相乗効果を最大限に発揮するため、従来の枠組みにとらわれない適切な組織見直しが行われているか。</p>	<p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 統合による相乗効果を最大限に発揮するための組織体制の整備が行われているか。また、研究の進捗に応じ、機動的に研究体制を見直し研究者を配置する仕組みが整備されているか。
---------------------------------	---	---	---	--	---	--

の見直しを行い新たな組織体制を構築する。特に、つくば地区について、基礎から応用・実用化までの一貫した研究体制により研究成果の創出・社会実装の加速化を図るため、研究推進組織を再編する。また、研究の進捗に応じ、機動的に研究推進体制を見直し研究者を配置できる仕組みを構築する。

業務についても見直しを行うとともに、効率化のため法人内の業務システムの整備を進める。特に、つくば地区において、管理業務やほ場業務等について可能なものの一元化、高度分析機器等の相互利用等を進める。また、テレビ会議システムやICTを活用した業務効率化を図る。

(2) 研究拠点・研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画）

限られた予算・人員を有効に活用し長期的に研究開発成果の最大化を図るためには、将来の研究の重点化方向に対応するとともに、省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、老朽化施設の安全の確保を図る観点から、法人全体として、研究拠点・研究施設・設備を最適化することが重要である。このため、法人統合を踏まえたつくば地区の再編、地域の近接する研究拠点や小規模な研究拠点等の再編・見直しを進める。これらに関しては、中長期計画に具体的な方向を明記し、可能なものは今中長期目標期間内に、必要に応じ次期中長期目標期間にわたって実施を図る。

第5 財務内容の改善に関する事項

1. 収支の均衡

適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

○統合に対応して、一元化が可能な業務の集約やICT活用等による業務効率化が行われたか。

○法人統合を踏まえ、研究の重点化方向、長期的な維持管理経費節減に向けて研究拠点・研究施設・設備の集約の計画を適切に策定しているか。その実現に向けた取組が行われているか。

・つくば地区の研究推進組織を再編し、基礎から応用・実用化までの一貫した研究体制の構築・運用がされているか。

・業務の効率化が図られているか。特に、つくば地区の管理業務やほ場業務等についての一元化、高度機器等の相互利用等の業務の効率化が図られているか。

・将来の研究の重点化方向に対応するとともに、省エネの推進や維持・管理経費の節減、安全対策等が図られているか。

・つくば地区の再編、地域の研究拠点や小規模研究拠点等の再編・見直しの取組が行われ、施設・設備の最適化の見直しが進められているか。

2. 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務運営の効率化に関する事項」及び(1)に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまりごとに適切なセグメント¹⁹⁾を設定し、セグメント情報の開示に努める。

3. 自己収入の確保

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、適切な対応を行う。

4. 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

【評価の視点】

・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法はどのよう¹⁹⁾に定められているか。それに従って運営されているか。

【評価の視点】

・受託研究等の外部研究資金の獲得、法人における知的財産権等の実施料収入等、自己収入増加に向けた取組が行われているか。

【評価の視点】

・必要性や利用率の低い施設について、自己点検に基づき、積極的な処分が行われているか。

<主な定量的指標>

<主な定量的指標>

- ・外部研究資金の実績、特許権等の実施許諾等収入実績、施設利用等の自己収入の実績
- ・新規事業への取組と実績

<主な定量的指標>

- ・不要の保有資産の処分実績

<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>1. 法人のガバナンスの強化</p> <p>(1) 内部統制システムの構築 法人統合を踏まえ、農研機構の役割を効果的・効率的に果たすため、内部統制の仕組みを高度化し運用する。 その際、理事長のリーダーシップの下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ的確な意志決定を行う。また、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統を明確化する。 特に、研究活動における不適正行為に関しては、第3期中期目標期間内に生じた不適正な経理処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、その他のリスク管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。</p> <p>(2) コンプライアンスの推進 農研機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役員の意識向上を図る。 研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえ対策を推進する。</p> <p>(3) 情報公開の推進 公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策の強化 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基</p>
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長のリーダーシップの下、役員による迅速な意志決定ができる内部統制の仕組みがどのように構築され、運用されているか。それにより業務がどれだけ円滑に行われているか。 	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための事前の取組がどのように行われているか。コンプライアンス上の問題が生じていないか。 <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報開示請求へのどのような対応が行われているか。 <p>【評価の視点】</p>
<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制システムの構築と取組状況 	<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守や倫理保持に向けた取組実績（職員研修等の開催件数等） <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開対応状況 <p><その他の指標></p>

準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適宜適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。また、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。

(5) 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の対策を整備する。

2. 研究を支える人材の確保・育成

(1) 人材育成プログラムの策定と実施

優れた研究者を確保・育成するとともに、研究の企画や評価、研究業務の支援や技術移転、組織運営など様々な分野の人材を確保・育成するため、農研機構の人材育成プログラムを策定し、それに基づき取組を実施する。

その際、優れた研究者を養成する観点を重視

・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一的な基準群を踏まえた事前の情報セキュリティ対策をどのようになされているか。情報セキュリティ・インシデントは生じていないか。

【評価の視点】

・化学物質、生物材料等を適正に管理するシステムが構築・運用されているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。

・資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減のための取組等の内容を明確化し実施しているか。

・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。重大な事故が生じていないか。

○人材育成プログラムの内容は適切か。それに基づき取組は適切に実施されているか。研究管理者や研究支援人材の計画的な養成に向けたキャリアパス構築の取組は進展しているか。

・情報セキュリティ取組状況

＜その他の指標＞

・研究資材等の適正な管理のための取組状況（不用となった化学物質や生物材料等の処分の実績を含む）
 ・環境負荷低減のための取組状況
 ・事故・災害を未然に防止するための安全確保体制の整備状況及び安全対策の状況

＜評価指標＞

・人材育成プログラムに基づいて、どのような人材育成の取組が行われているか。その結果として、どのような優れた人材が育成されたか。
 ・優れた研究管理者の養成や研究支援、技術移転等を行う人材育成のキャリアパスの整備、運用が図られているか。

する。また、計画的な養成が期待される、研究業務の支援、技術移転活動等を行う人材を育成するためのキャリアパス²⁰⁾を構築する。

また、行政部局、公立試等との多様な形での人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上を図る。

(2) 人事に関する計画

期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

その際には、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、多様な雇用形態や公募方式の活用を図る。特に、異分野融合研究等における他機関の技術シーズの活用や、産学官連携活動における先進的ノウハウの活用などによる農研機構の業務高度化のため、クロスアポイントメント制度²¹⁾等も利用して積極的な人事交流を行う。

優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。また、「男女共同参画社会基本法」等を踏まえ、優秀な人材の確保に加え、研究活動の国際化等に資するという観点から、外国人研究者の積極的な採用に取り組む。

(3) 人事評価制度の改善

法人統合を踏まえ、公正かつ透明性の高い職員の業績及び能力評価システムを構築・運用する。その際、研究職員の評価は、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、研究開発成果が社会に及ぼす影響、現場ニーズの把握や技術移転活動への貢献、研究活動における不適正行為の有無等を十分勘案したものとす。

人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から適切に処遇等に反映する。

・優秀な女性・若手職員の採用の取組や男女共同参画の取組の強化が図られているか。また、外国人研究者の積極的な採用に取り組んでいるか。

・研究職員の研究業績や能力を適確に評価できる人事評価システムの整備、運用が図られているか。

・多様な人材の確保にあたって、クロスアポイントメント制度などの雇用の多様化の取組が図られているか。

<モニタリング指標>

- ・各種研修の実施状況
- ・女性研究者の新規採用率
- ・多様な人材の確保状況

○職種にとらわれない人員配置や多様な雇用形態が行われているか。男女共同参画の取組等が積極的に推進されているか。

○研究開発成果の社会実装への貢献を重視した研究職員評価などの適切な人事評価システムが構築・運用されているか。

<p>(4) 報酬・給与制度の改善 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。 また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。</p>	<p>○クロスアポイントメント制度などの柔軟な報酬・給与体系の導入に向けた取組は適切に行われているか。給与水準は適切に維持され、説明責任が果たされているか。</p>	
<p>3. 主務省令で定める業務運営に関する事項 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令（平成15年財務省・農林水産省令第2号）(P)に基づき、<u>中長期計画に積立金の処分に関する事項を定める。</u> なお、施設及び設備に関する計画については第4の2の(2)、職員の人事に関する計画については第6の2の(2)に定める。</p>	<p>【評価の視点】 ・積立金処分に関する事項が適切に定められ、運用されているか。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ ・前期中期目標期間の繰越積立金の処分状況</p>

農研機構の評価軸及び評価指標・モニタリング指標(試験研究部分)(案)

	評価軸	評価指標・モニタリング指標
<p>1. 生産現場の強化・経営力の強化</p>	<p>○中長期計画の達成に向け、ニーズに即した研究課題の立案が行われているか</p> <p>○社会実装に至る道筋は明確か</p>	<p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○課題設定において、中長期計画への寄与や、最終ユーザーのニーズが考慮、反映されているか。 ○どのような体制で、どのような検討を行ったか。 ○設定した具体的研究課題 <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○投入する研究資源に対して、どのような研究成果と効果が期待できるか ○期待される研究成果と効果に応じた社会実装の道筋(P)
<p>2. 強い農業の実現と新産業の創出</p>	<p>○評価結果等を踏まえた研究課題の改善、見直しが行われているか</p> <p>○成果の移転先と連携し、社会実装に向けた検討と取組が行われているか。</p>	<p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○どのような体制で検討を行ったか。 ○評価において受けた指摘事項や課題の進行管理において把握した問題点に対する改善や見直し措置 ○改善、見直し措置に伴う、資源の再配分状況 <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○どのような体制で検討を行ったか。 ○社会実装に向けた研究内容の重点化が行われているか ○社会実装に向けて行った具体的検討事項と取組 <p><モニタリング指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間企業、公設試等との共同研究数 ○シンポジウム・セミナー等開催数

<p>3. 農産物・食品の高付加価値化と安全・信頼の確保</p>	<p>○中長期計画達成に向け、ニーズに即した成果が創出され、社会実装に至ったか</p>	<p>○具体的な研究開発成果とその移転先（見込含む） <モニタリング指標> ○知的財産許諾数 （内訳については法人にて設定可） ○技術指導件数 ○新聞、雑誌への記事掲載数（法人機関広報誌を除く）</p>
<p>4. 環境問題の解決・地域資源の活用</p>	<p>○目的基礎研究の立案にあたり、将来の研究展開への寄与、法人が実施する必要性について検討されているか。</p> <p>○目的基礎研究推進において、適切な進行管理が行われているか。</p>	<p><評価指標> ○法人が実施すべき目的基礎研究について、どのような体制で検討を行ったか。 ○将来の研究展開への寄与、法人が実施する必要性は明確か。</p> <p><評価指標> ○進行管理において、どのような体制で研究の進捗状況や問題点を把握し、改善策を講じているか。 <モニタリング指標> ○研究資源（エフオート、予算）の投入状況</p>

○ JIRCAS 評価軸及び評価の視点 (業務運営部分) (案)

JIRCAS 第4期中長期目標 (案)

目次

第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

1. 農政の動向と国際協力の新展開
2. 「農林水産研究基本計画」の考え方と JIRCAS の役割
3. 独立行政法人改革の動き
4. 第4期中長期目標期間における重点事項

第2 中長期目標の期間

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 政策の方向に即した研究の推進と PDCA サイクルの強化
 - (1) 政策の方向に即した研究の戦略的推進
 - (2) 法人一体の評価と資源配分
2. 産学官連携、協力の促進・強化
3. 知的財産マネジメントの戦略的推進
 - (1) 知的財産マネジメントに関する基本方針の策定
 - (2) 知的財産マネジメントによる研究開発成果の社会実装の促進
4. 研究開発成果の社会実装の強化
 - (1) 研究開発成果の公表
 - (2) 技術の普及に向けた活動の推進
 - (3) 広報活動の推進
 - (4) 国民との双方向コミュニケーション
 - (5) 研究開発成果の中長期的な波及効果の把握と公表

5. 行政部局等との連携強化

6. 研究業務の推進 (試験及び研究並びに調査)

- (1) 研究の重点化及び推進方向
- (2) 国際的な農林水産業に関する動向把握のための情報の収集、分析及び提供

第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 経費の削減
 - (1) 一般管理費等の削減

- (2) 調達の合理化
- 2. 組織・業務の見直し・効率化**
 - (1) 組織・業務の再編
 - (2) 研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画）
- 第5 財務内容の改善に関する事項**
 - 1. 収支の均衡
 - 2. 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守
 - 3. 自己収入の確保
 - 4. 保有資産の処分
- 第6 その他業務運営に関する重要事項**
 - 1. 法人のガバナンスの強化
 - (1) 内部統制システムの構築
 - (2) コンプライアンスの推進
 - (3) 情報公開の推進
 - (4) 情報セキュリティ対策の強化
 - (5) 環境対策・安全管理の推進
 - 2. 研究を支える人材の確保・育成
 - (1) 人材育成プログラムの実施
 - (2) 人事に関する計画
 - (3) 人事評価制度の改善
 - (4) 報酬・給与制度の改善
 - 3. 主務省令で定める業務運営に関する事項

【別添】 研究開発の重点化方向と成果の社会実装

JIRCAS の評価軸・評価の視点及び評価指標・モニタリング指標（業務運営部分）（案）

第 4 期中長期目標	評価軸・評価の視点	評価指標・モニタリング指標
<p>第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 政策の方向に即した研究の推進と PDCA サイクル^{*2)}の強化</p> <p>(1) <u>政策の方向に即した研究の戦略的推進</u></p> <p>中長期計画やその達成のための研究課題は、地球規模の食料・環境問題に対処し、国際貢献を図るとともに、開発途上地域の農林水産業の技術の向上による当該地域の食料問題の解決を通して我が国の食料安全保障に寄与する観点から設定する。また、研究課題の進捗管理のため、工程表を作成し、その活用を図る。さらに、研究課題の評価は外部有識者等を活用し、国際的な見地に基づいて自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づく「選択と集中」を徹底し、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じ機動的に研究課題の見直しを行うとともに、社会実装の可能性が低下した研究課題は変更や中止を行う。</p> <p>(2) 法人一体の評価と資源配分</p> <p>限られた予算、人員等を法人全体で有効に活用し最大限の成果を得ることが重要である。このため、法人全体を俯瞰して厳格な評価を行い、<u>予算・人員等の資源を的確に配分するシステムを構築する</u>など PDCA サイクルを強化し運用する。なお、当該評価は、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。また、運営費交付金を効果的に活用するとともに、中長期目標に即した研究開発の一層の推進を図るた</p>	<p>※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第 3 の 6 で行う。</p> <p>○<u>政策方向に即した研究推進を強化する仕組み・体制が適切に構築・運用されているか。</u></p> <p>○法人全体を俯瞰した評価が行われ、<u>研究課題の変更や中止、予算・人員等の資源配分に反映するシステムが構築・運用されているか。</u></p>	<p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策方向に即した研究を推進する体制が整備され、運用されているか。 ・評価結果に基づく「選択と集中」により研究課題の見直しが行われているか。 ・法人全体を俯瞰した評価を行い、その評価に基づく予算・人員等の資源を的確に配分するシステムが構築・運用されているか。 <p><モニタリング指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究課題の見直しの状況 ・外部資金の獲得状況（件数、金額）

め、外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努める。
主務大臣による評価結果等については確実に業務運営に反映させる。

2. 産学官連携、協力の促進・強化

アフリカ開発支援などに向けた政府の方針、農林水産省が主導するグローバル・フードバリエーション戦略等が主導するグローバリゼーション戦略等において、開発途上地域における農林水産業に関する研究水準を向上させ、優れた研究成果や知的財産を創出するため、他の海外機関や国際機関、農業関係国立研究開発法人、大学、民間等との連携・協力及び研究者の交流を積極的に行う。

特に、農研機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター等の技術シーズや人材活用を含めた協力関係を強化し、効果的・効率的に業務を推進する。

また、農研機構がセンターバンクとして実施する農業生物資源ジェンバンク事業について、センターバンクとの密接な連携の下、サブバンクとして遺伝資源の保存、特性評価等を効率的に実施するとともに、農研機構が推進する育種研究の効率化に協力する。

3. 知的財産マネジメントの戦略的推進

(1) 知的財産マネジメントに関する基本方針の策定

「農林水産研究知的財産戦略」(平成〇〇年〇月〇日農林水産技術会議決定)等を踏まえ、JIRCASの知的財産に関する基本方針を見直す。

※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第3の6で行う。

○開発途上地域における優れた研究成果や知的財産を創出するための産学官連携・協力がされているか。

<評価指標>

- ・他の海外機関や国際機関、地方自治体、関係団体、農業関係研究開発法人、大学及び民間企業等との共同研究及び人的交流の取組が行われているか。

- ・他の農業関係研究開発法人との技術シーズや人材活用を含めた連携、協力が行われているか。

※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第3の6で行う。

○知的財産マネジメントに関する基本方針が策定され、運用されているか。

<評価指標>

- ・農林水産研究知的財産戦略等を踏まえて、どのような体制で知的財産に関する基本方針の見直しが行われ、どのような取組が実施されているか。

- ・研究開発成果を開発途上地域で活用するため、商品化・実

<p>(2) 知的財産マネジメントによる研究開発成果の社会実装の促進</p> <p>研究開発成果を開発途上地域の農林水産業の現場等での活用につけ、その効果を迅速に社会実装していくため、商品化・事業化に有効な知的財産の取扱方針を描いた上で、以下のとおり、戦略的な知的財産マネジメントに取り組む。なお、その際には、地球公共財 (Global Public Goods) *³⁾ への貢献も考慮する。</p> <p>ア 発明時における<u>権利化・秘匿化・公知化・標準化</u>や、<u>権利化後の特許等の開放</u>あるいは<u>独占的な実施許諾等の多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会実装を加速化する観点から最も適切な方法を採用する。</u></p> <p>イ 知的財産の組み合わせによる<u>成果技術の保護強化</u>、<u>知的財産の群管理*</u>等の取組を推進する。</p>	<p>用化等、有効な知的財産の取扱方針を描いて最適な方法を選択して、社会実装を促進する知的財産マネジメントが実施されているか。</p> <p>・ 知的財産の組み合わせによる成果技術の保護強化、知的財産の群管理の取組が実施されているか。</p> <p>＜モニタリング指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許の実実施許諾件数 ・ 新品種の利用許諾件数
<p>※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第3の6で行う。</p> <p>○研究開発成果について、<u>情報提供、公表は適切に行われたか。</u></p> <p>○研究開発成果の利活用が見込まれる国や地域において、<u>関係機関等と連携し、成果の技術移転活動を推進するためのマネジメントが適切に行われているか。</u></p>	<p>○<u>秘匿化、標準化、特許の独占の実実施許諾等の多様な選択肢を含めた知的財産マネジメントの方針等が適切に整備・運用されているか。</u></p>
<p>4. 研究開発成果の社会実装の強化</p> <p>(1) 研究開発成果の公表</p> <p><u>研究開発成果については、研究成果情報、学術雑誌等への論文掲載等により積極的に公表する。その際には、権利化の可能性、秘匿化の必要性等を十分検討する。</u></p> <p>(2) 技術の普及に向けた活動の推進</p> <p>第3期前中期目標期間までに得られた研究開発成果を含め、<u>JIRCAS</u> 及び研究者自らが、<u>成果の利活用が見込まれる国や地域において、関係機関等と連携し、技術の普及に向けた活動を行う。</u></p> <p>また、<u>JIRCAS</u> が行う研究開発により、我が国の企業、生産者等が活用できる技術シーズや知見を得</p>	<p>＜評価指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表の際には、権利化の可能性、秘匿化の必要性等の知的財産の取扱の検討が行われているか。 ・ 研究開発成果の普及に向けた活動が行われているか。 ・ 研究成果のデータベース化やマニユアル化等による成果の利活用促進の取組が行われているか。 ・ 研究情報や成果が、ユーザーが利用しやすい形で発信されているか。また、広報が適切に行われているか。 ・ 広く国民・関係機関に分かりやすい研究情報を発信し、国

られた場合には、事業化等に貢献するための情報提供や現地での支援等を積極的に行う。

(3) 広報活動の推進

信頼できる農業研究機関として国内外で広く認知されるよう、広報活動のあり方を的確に見直す。得られた研究開発成果や研究情報は、その活用が見込まれる国・地域等で、各種の手段を活用して的確に発信する。

(4) 国民との双方向コミュニケーション^{*4)}

JIRCAS 及び研究者自らが、シンポジウムやイベント、学校教育に参加すること等により、我が国や関係国の国民との継続的な双方向コミュニケーションを進める。これにより、研究開発のニーズ、研究開発に対する期待や不安、懸念等の声を把握するとともに、農林水産分野における国際的な研究開発や JIRCAS の研究開発成果等への理解を促進する。

(5) 研究開発成果の中長期的な波及効果の把握と公表

JIRCAS の成果が開発途上地域等で活用され、関係国や我が国に大きな波及効果を及ぼすには通常長い年月を要する。このため、過去の研究開発成果の社会への貢献についてできるだけ定量的に実績を把握し、その結果を関係国及び我が国の国民に公表するとともに、社会に貢献する研究開発成果の創出を常に強く意識して業務を進める。

5. 行政部局等との連携強化

農林水産省の行政部局と研究計画段階から密接に連携し、行政部局のニーズを十分に理解して業務を

○我が国・関係国において信頼される農業機関として研究開発成果や研究情報の広報が適切に行われているか。

○ JIRCAS 及び研究者による、我が国や関係国の国民との双方向コミュニケーションの取組が適切に行われているか。

○研究成果の社会貢献の実績と公表が適切に行われているか。

※研究セグメントにおける個別の事項の評価は第3の6で行う。

○行政部局との通常の連携の仕組み、緊

民との双方向コミュニケーションが図られているか。特に、海外における研究協力の必要性や有効性についての理解増進に向けたアウトリーチ活動等が積極的に行われているか。

・既存の研究開発成果の社会貢献の実績が把握され、その結果が公表されているか。

＜モニタリング指標＞

- ・ 広報誌等の発行数、研究報告書等の刊行数
- ・ 技術相談件数、見学件数、見学者数
- ・ シンポジウム、講演会等の開催数、参加者数
- ・ 研究対象地域におけるアウトリーチ活動の取組実績
- ・ 研究開発成果の普及に向けた広報実績

＜評価指標＞

- ・ 行政部局と研究計画段階から連携し、行政ニーズや意見が研究内容等に反映されているか。

進める。また、緊急時対応を含め連携会議、専門家派遣、シンポジウム開催等に対応する。

専門研究分野を活かし、JIRCASの高い専門知識が必要とされる分析及び鑑定、講習や研修の実施、国際機関や学会への協力等を行う。

急時等の機動的対応の仕組みが適切に構築・運用されているか。緊急時等において行政ニーズがあった場合に、迅速に対応しているか。

・緊急時等において行政ニーズがあった場合に、迅速な対応が図られているか。

・緊急時の連携会議、専門家派遣の対応、シンポジウム等の共同開催等の協力が行われているか。

・JIRCASの専門性を活かした社会貢献（分析及び鑑定、講習や研修の開催、国際機関や学会への協力等）が図られているか。

<モニタリング指標>

- ・行政部局との連携の実績
- ・行政等の要請による国際会議等への専門家派遣数
- ・シンポジウム等の共同開催数、参加人数
- ・分析、鑑定の取組実績、講習、研修開催実績
- ・国際会議等への派遣件数
- ・学会活動への協力実績

6. 研究業務の推進（試験及び研究並びに調査）

(1) 研究の重点化及び推進方向

「農林水産研究基本計画」に即し、開発途上地域における持続的な資源・環境管理技術の開発、熱帯等の不良環境における農産物の安定生産技術の開発及び開発途上地域の地域資源等の活用と高付加価値化技術の開発を重点的に実施し、世界の食料安全保障の確保や気候変動問題等、地球規模の課題への対応等に貢献する。

研究の推進に当たっては、研究開発成果の政府開発援助（ODA^{*51}）等での活用も念頭に置き、開発途上地域における農林水産業に関する研究を包括的に行い得る我が国唯一の研究機関として、開発途上

(別紙)

地域、先進諸国、国際研究機関、NGO^{*6)}等民間団体と連携し、国際共同研究等に取り組む。

また、農研機構など他の農林水産関係国立研究開発法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。

これらのことを実現するため、「別添」に示した研究を進める。

加えて、こうした基本的な方向に即して将来の技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究（目的基礎研究^{*7)}）を、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

なお、農研機構がセンターバンクとして実施する農業生物資源ジーンバンク事業について、センターバンクとの緊密な連携の下、サブバンクとして遺伝資源の保存、特性評価等を効率的に実施するとともに、農研機構が推進する稲等の育種の効率化に協力する。

(2) 国際的な農林水産業に関する動向把握のための情報の収集、分析及び提供

国際的な食料・環境問題の解決を図るため、諸外国における農林水産業の生産構造及び食料需給・栄養改善等に関する現状分析、将来予測及び研究開発成果の波及効果分析を行う。

また、開発途上地域での農林水産業関連の研究や我が国が進めるグローバル・フードバリエーション構築等の施策に資するため、国際的な食料事情、農林水産業及び農山漁村に関する資料を、継続的・組織的・体系的に収集・整理し、広く研究者、行政組織、企業等に提供する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

○現状分析、将来予測及び波及分析結果が行政の施策や研究の戦略化に活用されているか。

○収集したデータが的確に整理・提供されているか。

<評価指標>

- ・分析結果が行政、研究機関、企業等に利用されているか。
- ・データが継続的かつ広範囲に提供されているか。

<モニタリング指標>

- ・情報の提供回数、提供相手数
- ・シンポジウム等の開催件数
- ・論文や学会発表等による成果の公表件数

<p>1. 経費の削減</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。</p> <p>(2) 調達の合理化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。</p> <p>特に、短期間での納入が必要な研究開発用品について、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法の検討・導入を進める。</p> <p>また、農研機構など他の独立行政法人との共同調達などの連携に積極的に取り組み、一層の効率化を図る。</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の見直し・効率化を進め、法人運営に支障をきたさず、かつ業務経費、一般管理費削減の数値目標が達成されているか。 <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達等合理化計画の適正かつ迅速な調達を実現するための定量的な目標や具体的な指標として、どのようなものを設定しているか。その目標や指標が達成されているか。達成のためにどのような取組を行っているか。 	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減状況 業務経費の削減状況 <p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 共同調達等効率化の取組状況
<p>2. 組織・業務の見直し・効率化</p> <p>(1) 組織・業務の再編</p> <p>中長期目標の達成に向けて人材、研究資金等の研究資源を有効に活用できるよう、組織体制の整備や業務の見直しを行う。</p> <p>法人内の情報システムの整備など業務の電子化を</p>	<p>○中長期目標の達成に向けた組織体制の整備や業務の見直し、効率化を図られているか。</p>	<p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な研究及び業務推進のための組織体制整備、業務見直しの取組が行われているか。 業務の電子化等による業務効率化の取組が行われているか。

<p>進めるとともに、テレビ会議システムや ICT を活用した業務効率化を図る。</p> <p>上記の取組により、全体としての適切な人員配置と業務の最適化を図る。</p> <p>(2) 研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画）</p> <p>研究施設・設備については、研究の重点化方向や老朽化の状況等を踏まえ、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。</p>	<p>か。</p> <p>・研究施設・機械の有効活用の取組状況。共同利用の促進、集約化等による施設運営経費の抑制の取組状況。</p> <p>＜モニタリング指標＞</p> <p>・研究施設・設備の整備の状況及び有効活用の状況</p> <p>○研究の重点化方向に即した研究施設・設備の集約が図られているか。</p>	<p>か。</p> <p>・研究施設・機械の有効活用の取組状況。共同利用の促進、集約化等による施設運営経費の抑制の取組状況。</p> <p>＜モニタリング指標＞</p> <p>・研究施設・設備の整備の状況及び有効活用の状況</p>
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 収支の均衡</p> <p>適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。</p> <p>2. 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守</p> <p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」及び(1)に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。</p> <p>一定の事業等のまとまりごと適切にセグメント⁸⁾を設定し、セグメント情報の開示に努める。</p> <p>3. 自己収入の確保</p> <p>受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法はどのように定められているか。それに従って運営されているか。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>・受託研究等の外部研究資金の獲得、法</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>・予算配分方針と実績</p> <p>・研究事業区分によるセグメントの設定、情報開示の状況</p> <p>＜主な定量的指標＞</p> <p>・外部研究資金の実績、特許権等の実施許諾等収入実績、施</p>

<p>適正化、特許実施設の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえて適切な対応を行う。</p> <p>4. 保有資産の処分 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>	<p>人における知的財産権等の実施設料収入等、自己収入増加・その有効活用に向けた取組が行われているか。</p> <p>【評価の視点】 ・保有の必要性等の観点から、保有資産の見直しが行われているか。また、処分することとされた保有資産について、その処分は進捗しているか。</p>	<p>設利用等の自己収入の実績</p> <p><主な定量的指標> ・施設・設備の自己点検(利用実態と改善状況)等 ・不要の保有資産の処分実績</p>
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法人のガバナンスの強化 (1) 内部統制システムの構築 JIRCASの役割を効果的・効率的に果たすため、内部統制の仕組みを高度化し運用する。 その際、理事長のリーダーシップと十分な情報共有の下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、迅速かつ的確な意思決定を行う。また、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統を明確化する。 特に、研究活動における不適正行為に関しては、第3期中期目標期間内に生じた不適正な経理処理事</p>	<p>【評価の視点】 ・理事長のリーダーシップの下、役員による迅速な意思決定ができる内部統制の仕組みがどのように構築され、ているか。それにより業務がどれだけ円滑に行われているか。</p>	<p><その他の指標> ・内部統制システムの構築と取組状況</p>

案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、海外での研究活動に起因する事象を含めたその他のリスク管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。

(2) コンプライアンスの推進

JIRCAS に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。

研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえ対策を推進する。

(3) 情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

(4) 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

また、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。

(5) 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究

【評価の視点】

- ・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための事前の取組がどのように行われているか。コンプライアンス上の問題が生じていないか。

【評価の視点】

- ・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報開示請求へどのような対応が行われているか。

【評価の視点】

- ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一的な基準群を踏まえた事前の情報セキュリティ対策をどのように行われているか。情報セキュリティ・インシデントは生じていないか。

【評価の視点】

- ・化学物質、生物材料等を適正に管理す

<その他の指標>

- ・法令遵守や倫理保持に向けた取組実績（職員研修等の開催件数等）

<その他の指標>

- ・情報公開対応状況

<その他の指標>

- ・情報セキュリティ取組状況

<その他の指標>

- ・研究資材等の適正な管理のための取組状況（不用となった

活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに積極的に取り組む。

安全衛生面に關わる事故等を未然に防止するため管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の対策を整備する。

るシステムが構築・運用されているか。化学物質等の管理に關する問題が生じていないか。

・資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減のための取組等の内容を明確化し実施しているか。

・職場安全対策及び安全衛生に關する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。重大な事故が生じていないか。

化学物質の生物材料等の処分廃棄の実績を含む。) 環境負荷低減のための取組状況
・事故・災害を未然に防止するための安全確保体制の整備状況及び安全対策の状況

2. 研究を支える人材の確保・育成

(1) 人材育成プログラムの実施

優れた研究者を確保・育成するとともに、研究の企画や評価、研究業務の支援や技術移転、組織運営など様々な分野の人材を育成するため、JIRCASの人材育成プログラムを改定し、それに基づく取組を実施する。

その際、優れた研究管理者を養成する観点を重視する。また、計画的な養成が期待される、研究業務の支援、技術移転活動等を行う人材を育成するためのキャリアパス^{*9)}を構築する。

また、行政部局等との多様な形での人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上を図る。

(2) 人事に關する計画

本中長期目標期間中の人事に關する計画を定め、

<評価指標>

・人材育成プログラムに基づいて、どのように人材育成の取組が行われているか。その結果として、どのような優れた人材が育成されたか。

・優れた研究管理者の養成や研究支援、技術移転等を行う人材育成のキャリアパスの整備、運用が図られているか。

・優秀な女性・若手職員の採用の取組や男女共同参画の取組の強化が図られているか。

・多様な人材を確保するための雇用形態の拡充に取組んでいるか。

・職員の業績や能力を適確に評価できる人事評価システムの整備、運用が図られているか。

○人材育成プログラムの内容は適切か。それに基づく取組は適切に実施されているか。キャリアパス構築の取組は進展しているか。

○業務の遂行に適した人員配置や多様な

業務に支障を来すことなく、その実現を図る。
 その際、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、任期制やクロスアポイントメント制度^{*10}等の多様な雇用形態や公募方式の活用を図る。また、「男女共同参画社会基本法」等を踏まえ、優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。

(3) 人事評価制度の改善

職員の業績及び能力に対する公正かつ透明性の高い評価システムを運用する。その際、研究職員の評価は、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、研究開発成果が社会に及ぼす影響、技術移転活動への貢献等を十分勘案したものとす。人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から、適切に処遇等に反映する。

(4) 報酬・給与制度の改善

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。

3. 主務省令で定める業務運営に関する事項

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営及び人事管理に関する省令（平成13年農林水産省令第49号）に基づき、中長期計画に積立金の処分に關する事項を定める。

なお、施設及び設備に關する計画については第4

雇用形態による人材の確保が行われているか。男女共同参画の取組等が積極的に推進されているか。

○研究開発成果の社会貢献を重視した研究職員評価などの適切な人事評価システムが構築・運用されているか。

○クロスアポイントメント制度などの柔軟な報酬・給与体系の導入に向けた取組は適切に行われているか。給与水準は適切に維持され、説明責任が果たされているか。

【評価の視点】

・積立金処分に關する事項が適切に定められ、運用されているか。

＜モニタリング指標＞

- ・人材育成プログラムに基づく人材育成の取組状況
- ・キャリアパスの取組状況
- ・各種研修の実施状況
- ・男女共同参画の取組の状況
- ・女性研究者の新規採用率
- ・雇用形態別の採用者数

＜主な定量的指標＞

- ・前期中期目標期間の繰越積立金の処分状況

の2の(2)、職員の人事に関する計画については
第6の2の(2)に定める。

JIRCASの評価軸及び評価指標・モニタリング指標(試験研究部分)(案)

	評価軸	評価指標・モニタリング指標
<p>1. 開発途上地域における持続的な資源・環境管理技術の開発</p>	<p>○中長期計画の達成に向け、ニーズに即した研究課題の立案が行われているか</p> <p>○社会実装に至る道筋は明確か</p>	<p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○課題設定において、中長期計画への寄与や、ユーザーのニーズが考慮されているか。 ○どのような体制で、どのような検討を行ったか。 ○設定した具体的研究課題 <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○投入する研究資源に対して、どのような研究成果と効果が期待できるか ○期待される研究成果と効果に応じた社会実装の道筋 (P)
<p>2. 熱帯等の不良環境における農産物の安全生産技術の開発</p>	<p>○評価結果等を踏まえた研究課題の改善、見直しが行われているか</p> <p>○成果の社会実装に向けた検討と取組が行われているか。</p>	<p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○どのような体制で検討を行ったか。 ○評価において受けた指摘事項や課題の進行管理において把握した問題点に対する改善や見直し措置 ○改善、見直し措置に伴う、資源の再配分状況 <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○どのような体制で検討を行ったか。 ○評価において受けた指摘事項や課題の進行管理において把握した問題点に対する改善や見直し措置 ○改善、見直し措置に伴う、資源の再配分状況

<p>3. 開発途上地域の地域資源等の活用と高付加価値化技術の開発</p>	<p>○中長期計画達成に向け、ニーズに即した成果が創出され、社会実装に至ったか</p>	<p>○中長期計画達成に向け、ニーズに即した成果が創出され、社会実装に至ったか</p>
	<p>○中長期計画達成に向け、ニーズに即した成果が創出され、社会実装に至ったか</p>	<p>○中長期計画達成に向け、ニーズに即した成果が創出され、社会実装に至ったか</p>

＜評価指標＞

- 具体的な研究開発成果と社会実装状況（見込含む）
- ＜モニタリング指標＞
- 知的財産許諾数
- （内訳については法人にて設定可）
- 技術指導件数

＜評価指標＞

- 法人が実施すべき目的基礎研究について、どのような体制で検討を行ったか。
- 将来の研究展開への寄与、法人が実施する必要性は明確か。

＜評価指標＞

- 進行管理において、どのような体制で研究の進捗状況や問題点を把握し、改善策を講じているか。
- ＜モニタリング指標＞
- 研究資源（エフオート、予算）の投入状況

国立研究開発法人の評価に関する評価軸及び評価の視点の設定について

1 評価軸及び評価の視点について

○ 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価に関する指針」という。）より

6 評価の方法等

(2) 評価の視点等

① 研究開発に係る事務及び事業に関する評価

主務大臣は、中長期目標の策定時に、国立研究開発法人のミッション及び個別目標等に応じ、国立研究開発法人及び研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて設定した 評価軸 を基本として評価を行う。

② 研究開発以外の事務事業に関する評価

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた 評価の視点 を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

(注：中期目標管理法人も同様の記述となっている。)

2 「研究開発に係る事務及び事業に関する事項」と「研究開発以外の事務事業に関する事項」について

個別の業務が「研究開発の事務及び事業に関する事項」に該当するかどうかは、政府方針や法人のミッション、当該法人が行っている業務の実態や特性等を踏まえて、最終的には主務大臣により判断されるものである。（「目標の策定に関する指針」に関するQ&Aより。）

技術会議事務局所管法人は国立研究開発法人であり、基本的にはすべての事項が「研究開発に係る事務及び事業に関する事項」に該当すると考えられる。ただし、以下の事項については、「研究開発以外の事務事業に関する事項」に該当するものとして扱う（理由は別紙のとおり）。

○ 研究開発以外の事務事業に関する事項

(農研機構)

3-10. 種苗管理業務の推進

4-1. 業務の効率化と経費の削減

第5 財務内容の改善に関する事項

6-1. 法人のガバナンス強化

6-3. 主務省令で定める業務運営に関する事項

(JIRCAS)

4-1. 経費の削減

第5 財務内容の改善に関する事項

6-1. 法人のガバナンス強化

6-3. 主務省令で定める業務運営に関する事項

3 評価軸及びそれに関連する指標について

(1) 「評価軸」の設定（「目標の策定に関する指針」より。）

- 主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。
- 評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるものである。
- 評価に当たっては、それぞれの目標に応じて設定した評価軸を基本として評価する。その際、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。
- それぞれの目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げて、それらを全て評価軸として設定することに重点を置くのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することが重要である。
- 評価軸は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとするに留意する。

(2) 評価軸と関連する指標等の設定について（「目標の策定に関する指針」より。）

- 評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案し

て評価することが重要である。

評価軸と関連する指標等として、次の i から iii までを十分踏まえつつ、法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する。

i 指標等の設定に当たっては、定量的水準・観点を十分考慮する。

ii ただし、定量的な指標となり得る論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等については、必ずしもこれらがアウトカムに直結するとは限らない場合があるほか、法人としてこれらの数値を上げること自体が安易に目的化することは必ずしも適当ではない場合がある。また、これらの指標を評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）として設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を助長するおそれも考えられる。

iii このため、主務大臣は、指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示する。前者の例としては開発目標に係る技術仕様、後者の例としてはハイリスク・ハイリターンな挑戦的な目標に係る論文発表数や共同研究件数等が考えられる。

4 評価の視点について

研究開発以外の事務事業に関する事項については、下記のとおり、「評価の視点」、「主な定量的指標」及び「その他の指標」を設定する。

<評価の視点>

定性的な指標（技術会議事務局でこれまで設定してきた評価基準の「付表2 評価指標」のイメージで設定する。）

<主な定量的指標>

定量的な指標

<その他の指標>

参考となる数値情報（主な定量的指標を補完する上で必要に応じて設定する。）

○研究開発以外の事務事業に関する事項に区分する理由

項 目	理 由
第3 10. 種苗管理業務の推進 (農研機構)	品種登録等の種苗管理業務に関するものであり、研究開発ではないため、研究開発以外の事務事業とする。
第4 1. 業務の効率化と経費の削減 (農研機構、JIRCAS 共通)	一般管理費3%削減や調達等合理化計画に基づく調達の合理化を目指す事項であり、研究開発やそのマネジメントに関するものではない。
第5 財務内容の改善に関する事項 (農研機構、JIRCAS 共通)	収支の均衡、業務の効率化を反映した予算の策定と遵守、自己収入の確保、保有財産の処分に関するもので、独立行政法人としての効果的・効率的な業務運営を目指す事項であり、研究開発やそのマネジメントに関するものではない。
第6 1. 法人のガバナンス強化 (農研機構、JIRCAS 共通)	法人の内部統制システムの構築、コンプライアンスの推進、情報公開・情報セキュリティの推進、環境対策・安全管理の推進に関するもので、独立行政法人としての適正な業務運営を目指す事項であり、研究開発やそのマネジメントに関するものではない。
第6 3. 主務省令で定める業務運営に関する事項 (農研機構、JIRCAS 共通)	<p>施設及び整備に関する計画、人事に関する計画、積立金の処分に関する事項である。</p> <p>なお、施設及び整備に関する計画については、第4の2の(2)に定めている。人事に関する計画は、第6の2の(2)に定めている。</p> <p>積立金の処分に関する事項は、第5 財務内容の改善に関する事項に含まれている。</p>